

## 真誠グループ 人権方針

私たちは、「すべての人を笑顔にしたい」をコーポレートメッセージに掲げ、人々の心身の健康を心から願う企業であり続けたいと考えています。お客様、従業員とその家族、地域社会の人々の人権を尊重するために、真誠グループ人権方針（以下、本方針）を策定します。

### 1. 基本的な考え方

私たちは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に定められた国際規範を支持し、尊重します。真誠グループの事業活動において、国際的に認められた人権を尊重し、その実践に努めます。

### 2. 適用範囲

本方針は、真誠グループの役員および従業員（パートタイマー・契約社員・派遣社員等を含む）を適用対象とします。当社の製品・サービスに関わるすべてのビジネスパートナーの皆様に対しても、本方針の理解と人権の尊重を期待し、必要に応じて働きかけを行います。

### 3. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、人権尊重の責任を果たすため、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施します。事業活動における人権への負の影響を特定し、その防止および軽減に努めます。

### 4. 是正と救済

私たちは、コンプライアンス・通報窓口の運用により、人権に対する負の影響の早期発見および未然防止に努めます。自らの事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした場合、誠実に対処し是正と救済に取り組みます。

### 5. 教育と啓発

私たちは、本方針が真誠グループの事業活動に組み込まれ効果的に実施されるよう、真誠グループの役員および従業員に対し継続的な教育と啓発を行うとともに、ビジネスパートナーの皆様へご理解いただけるよう努めます。

### 6. 情報開示

私たちは、人権尊重の取り組み推進状況について、ウェブサイトやレポートなど適切な方法にて情報開示を行います。

### 7. ステークホルダーとの対話

私たちは、人権への負の影響について、ステークホルダーと対話を行い改善に活かします。